### (要領様式第1号)

# 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。)に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

30 長地第 134-1 号 平成 30 年 12 月 27 日

長野県長野地域振興局長

### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの (○を付す)
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	0
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書 (写)	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

### 2 公表する事項

2 公	表する事項			
事 項		内 容(該当する項のみに記載する)		
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)		株式会社明幸 代表取締役 小野哲也 長野県上水内郡飯綱町芋川 5520 番地		
	の区分 (I)	一般廃棄物処理施設兼産業廃棄物処理施設の設置許可		
	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上水内郡飯綱町大字芋川字前山 7119 他		
	②廃棄物の処理施設の種類	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第5条第2項に規定する一般廃棄物最終処分場兼施行令第7条第14号ハに規定する産業廃棄物管理型最終処分場		
条 例 第 33 条	③処理を行う廃棄物の種類	○一般廃棄物 燃え殻、ばいじん、プラスチックごみ(石綿含有一般廃棄物を含む。)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有一般廃棄物を含む。)、溶融スラグ、ゴムくず ○産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。		
	④廃棄物の処理施設の処理能力	埋立面積 約 16,000 ㎡ 埋立容量 約 245,000 ㎡		
申請の区分(Ⅱ)		産業廃棄物処分業の新規許可		
条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上水内郡飯綱町大字芋川字前山 7119 他		
例 第 33	②廃棄物の処理施設の種類	○施行令第7条第 14 号ハに規定する産業廃棄物管理型最 終処分場		
33 条	③処理を行う廃棄物の種類	○産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(石綿含有物産業廃棄		

		物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。			
	④廃棄物の処理施設の処理能力	埋立面積 約 16,000 m <sup>2</sup>   埋立容量 約 245,000 m <sup>3</sup>			
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新旧		旧	
	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 飯綱町芋川区、赤東区 中野市南永江区、北永江区、梨久保区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(4			
	⑦関係市町村長及び関係住民の範 囲並びにその根拠	(範囲)飯綱町長、中野市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは 事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠)条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号			
		飯綱町 日時 場所	第1回 平成31年2月3日 平成31年3月3日 第2回 平成31年2月6日	(日) 午後2時から <del>(水) 午後7時から</del> I(日) 午後2時から	
	8関係住民に対する事業計画概要 説明会の開催日時及び場所	飯綱町	赤東区		
条		日時	第1回 平成31年4月24日	I(水)午後7時から	
例 第 33		場所	赤東コミュニティ消防センタ (飯綱町大字赤塩 2476)	7 —	
条		中野市	南永江区		
		日時	平成 31 年 3 月 10 日 第 2 回 平成 31 年 2 月 17 日 平成 31 年 3 月 24 日	I(日) 午後3時から   I(日) 午後3時から   I(日) 午後3時から   I(日) 午前10時から   I(日) 午後2時から	
		場所	南永江地域交流センター(中		
			上永江区		
		日時	第1回 平成31年3月3日 第2回 平成31年3月10日	(日) 午前9時から I(日) 午前9時から I(日) 午前9時から	
		場所	北永江集会場(中野市永江 3	697-1)	
		中野市	 梨久保区		
		日時	第1回 平成31年3月24日 平成31年3月24日	<del>l (目) 午後3時から</del> l (日) 午後2時から	
		場所	永江堤神社(中野市永江 755	8-1)	

⑨事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間

長野地域振興局環境課及び北信地域振興局環境課 平成30年12月27日(木)から平成31年1月26日(土)まで(土日・祝日その他の県の休日を除く。) 午前8時30分から午後5時まで

#### 3 提出できる意見

根拠	対	象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
第 34 条	<ul><li>○第32条第2 村長</li><li>○第33条第23</li><li>○事業計画概算 生活環境保証 ら意見を有す</li></ul>	質の関係住民 要書について 全上の見地か	<ul><li>○周辺地域の範囲</li><li>○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠</li><li>○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所</li></ul>	12 号	提出期限 平成31年1月28日(月) 提出先 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686番地1 長野県長野地域振興局環境 課

## 注) 意見提出にあたっての留意事項

- <u>・条例第41条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した</u> 方の住所(地番の部分に限る)、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・提出書類はいずれも日本工業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。